

家族のストラテジー (一)

丸山 茂

はじめに

家族法研究が、法制度の客観的論理構造の認識とその歴史の意味の確認を目標とするとともに、適用の対象となる家族の実態・歴史的なあり様の認識と不可分の関係にあることはいうまでもないことである。むしろ、家族生活をいとなむ諸個人からみれば、法制度の精緻な論理構造は、家族のおかれた社会・経済状況とともに、外在的なひとつの要因にすぎず、自らの行動を方向づけるための与件にすぎないのかもしれない。この意味でも、個人と家族と法がどのような相互作用をもって歴史的に推移してきたかは、真に興味深いテーマであるといえることができる。

イギリスの家族史家マイケル・アンダーソンは、最近の家族史研究について、次のように述べている。「一九五〇年代の中頃よりまえには、今日われわれが知るところの家族史は、ほとんど存在していなかった」「過去二〇年間、家族史は、社会史の発展の中で最も成長してきた分野のひとつである。実に、この小冊子で取り扱う文献のうち、一

九六〇年代のものはほとんどなく、大部分が一九七〇年以降に出版されたものである。⁽¹⁾膨大な蓄積をもつに至った最近の家族史研究において、いかなる方法が行なわれ、何が明らかにされているかを知ることが容易ではない。アンダーソンの小著は、これまでの家族史研究の意義と課題を、人口動態統計学的方法、感情(心性)史的方法、世帯経済論的方法の三の観点から簡潔明瞭に整理する格好の手引であろう。

本稿で考察の対象とする「ストラテジー」の概念は、アンダーソンによれば、世帯経済論的方法にもとづく、西欧農民家族の研究に用いられている中心概念である。世帯経済論的方法にたつ研究の特徴は、家族構成員の経済行動との関連で世帯や家族を理解しようとする点にあり、また、方法論的関心も強く、社会学や社会人類学の影響を強く受けている点にあるといわれる。この方法上の特徴は、諸個人の意識の外にある「構造的強制」を抽出し、人的資源を含む家族の資源を生産・発展させるためにとられるストラテジーや、家族関係が生む権威関係が、どのように作用しているかを明らかにする点にある。家族行動の類型は、このような社会過程から生れ、家族行動に結びつけられる規範・意味・シンボルは無関係に存在するのではなく、「構造的強制」のコロラリーとして認識されるのである。⁽²⁾

このようにみれば、「ストラテジー」とは、一応ここでは、生活様式の慣行を自分自身と将来の子孫のために維持する目的で、家族構成員によってとられる無意識の手段として理解されることになるか。アンダーソンは、ストラテジーを規定する要素として、①年令・性別構成を含む資源形成の潜在的能力、②生産様式、③収益形成関係、④財産取得に関する法および慣行(相続を含む)、⑤賃労働・家内制手工業を含む、代替的財産形成活動への接近の可能性、⑥入会、社会保障的給付を含む、財産給付請求権、⑦雇主、地主、地域社会の権力者などの、家族外上位集団の介入、⑧婦人労働に対する評価など、財産形成選択権を限定する慣行、⁽³⁾をあげている。

さて、本稿の課題は、このような「ストラテジー」概念が、実際の家族の研究の中で、どのように用いられ、何を

明らかにし、いかなる方法的意義をもつのかについて、二つの個別研究を紹介しながら、分析することにある。

一〇は、Pierre Bourdieu, *Les stratégies matrimoniales dans le système de reproduction*, *Annales E. S. C.* 1972, P. P. 1105—1125. である。ブルデューの研究は、ピレネーにあるベアルヌ地方のレスキール村の調査にも⁽⁴⁾とづいて、婚姻行動を規定する諸要因をさぐり、その社会的意義をあきらかにする。ベアルヌ地方では、長子相続の原則に立つ、ル・プレーのいわゆる *famille-souche* (株家族) が存在したとされるが、この類型の家族が実際にどのようなものであったかを知るためのひとつの素材を提供し、方法論の面では、*Juridism* (規範主義) を批判する立場からストラテジーの方法的意義を論じている。

一一は、Louise A. Tilly, *Individual lives and family strategies in the French Proletariat*, *Journal of Family History*, Summer 1979, p. p. 137—152. である。ティリーの論文は、第三共和制期フランス農村に進行するプロレタリア化に直面する家族の行動を取り扱う。対象となるのは、ノール地方のアベーンとルーベの二つの村であり、この地方は、一九世紀後半において、工場制織物工業への移行および完成期にあった。しかし、二つの村の家族は、産業化に直面して全く異った行動をとる。ティリーは、その社会・経済・文化的要因を分析し、とくに、これらの社会背景の変容にもなうストラテジーの変化についても考察している。

以下では、これら二つの論文を紹介・検討し、ストラテジー概念に接近していくことにするが、資料的意味をもたせるために、論文はなるべく原文に近い形で紹介することにした。とくに、ブルデューの論文は、難解で非常に緻密なので、要約するよりはできるだけそのまま提示した方がよいと思われた。「研究」としたのもそのためである。

注 (一) Michael Anderson, "Approaches to the History of the Western Family 1500—1914," *Macmillan*. 1980. p. 17 p. 13.

(二) *Ibid.*, p. 66.

(3) Ibid. p. 69.

(4) 調査は、一九五九年―六〇年、一九七〇年―七一年の二度にわたって行なわれた。

I. ピエール・ブルデュー「再生産機構としての婚姻のストラテジー」⁽¹⁾

1 Juridism (規範主義) 批判

ブルデューの「再生産機構としての婚姻のストラテジー」は、きわめて刺激的な文章をもって始められる。

「ペアルヌの農民が、それにもとづいて、リネージの再生産と同時に生産機構に関する諸権利の再生産を保障するような慣行が、明白な規則性 (régularités) を現出しているという事実は、そこに諸規則 (règles) への従属の産物を見ることを正当化してはならない。実際、今日、民族学の伝統をとらえ、あらゆる慣行を履行 (exécution) とらえてしまおう Juridism を断つべきである。」全ての慣行は、確然と構成された規範に示される秩序とプランの履践にすぎないとする着想が、従来の民族学を支配しているとして、これを批判する基本的態度がここに明言されるのである。さらに、彼は、構造主義者は、慣行をある無意識的モデルの執行ととらえ、構造と慣行の関係をあたかも、言語に対する言葉、楽譜に対する演奏のように考える、と述べ、これを、所与の構造を前提として、構成員は、その中で与えられた役割を果たすにすぎないと考える “規範 Norm” 主義的態度であるというのである。それでは、「規範」にかえて、ブルデューは何をもって代置するのであろうか。彼は、構造主義的規範主義に “habitus” を代置する。

ハビトウスは、ブルデューの論調の基底音となっているが、それが何であるかを理解するのは、かならずしも容易でない。彼によれば、ハビトウスとは「決して完全かつ体系的に明示されることなく、各人の選択行動を方向づける定式の体系」であると規定される。すなわち、(1) 生存の物質的条件と家族教育によって教化される心的傾向のシステ

ムであり、(2)慣行を一般化し統一化する原理を形成し、(3)社会の各構成員が、意識的再発見あるいは受容された、最も尊重すべき、また、追隨するのに最も容易な道すじとして了解された諸ストラテジーの無意識的模倣によって、再生産されるような構造の最終的産物である。これをストラテジーの面からみるならば、ストラテジーは、社会構成員の意識的・無意識的行動に付された選択肢であり、ストラテジーの実践によって社会構造が再生産され、さらには、ハビトウスも再生産されるといのである。ストラテジーには、①総体としての財産移転の保障、②家族の社会経済的地位の維持、③リネージの⁽²⁾生物学的持続性、④労働力の再生産といった目的が認められている。この場合に、注意すべきは、さまざまなストラテジーは、構造の再生産という同じ機能を担っているものではあるが、それぞれが規範的役割行動のように矛盾なく割当てられるのではなく、相互に矛盾・衝突することがあること、さらに、このようなストラテジー行動は、ハビトウスとして事物の本質のごとく現象するということである。

ハビトウスをノルムに代置するときに、従来の民族学的解釈に対して、どのように新たな説明を加えるかについて、次の例が論じられる。あらゆるストラテジーが、リネージの利益や財産の一体性を維持するために機能すべく展開されているという先入見を持つ者にとつて、男性優位の原則のもとで女性に対して単に相続分を与えるだけでなく相続人の地位をも与えるような事例は、合理的に理解することが困難な事例である。たとえば、*Beber* や *Arab* では、平⁽³⁾行イトコ婚の類型は他の様々な種類のひとつでしかなく、頻繁に行なわれているわけでもないのに、民族学者は、既存の分類方法に照らして、それが際立った特徴をもっているので、平⁽⁴⁾行イトコ婚の慣行に還元してしまう。ちょうどこれと同じように、ベアルヌのこの事例では多くの研究が△完全なる長子⁽⁴⁾権▽によって説明することができる。研究者の法文化の色メガネから、原則の単なる侵犯にすぎないものを、原則の中に位置付けようとして、男性、女性を問わず、長子相続の慣行の中に還元してしまうのである。

しかし、このような認識方法はブルデューによれば排斥されるべきものである。

ベアルヌで、女子に相続人の地位を与えるのは、リネージの財産価値を維持し、リネージ自体の継続性をはかるために、男子の相続人がいないというきわめて例外的な場合に、リネージの存続についての期待を女子にかける、やむをえない場合に行なわれるのである。その意味で、ベアルヌの相続制度は、広く長子相続ではなく長男子相続であり、男子がいる以上、その男子がたとえ末子であっても彼が相続人となるのである。このようにみるならば、相続規制や婚姻規制を法規範 *norm juridique* として扱うことはやめなくてはならない。法制史家の誤りは、公正証書を資料として相続ないし婚姻規則を法規範として扱う場合、彼らはシステムの現実的ないし潜在的機能不全を示すにすぎない資料にもとづいて、ストラテジー行動をひとつの法規範に定式化することにある。彼らは、システムが現実にごう作用しているかを明らかにすることはない。同様に、文化人類学者が、ローマ法から借用した分類大系にもとづいて、単系的あるいは双系的相続規制のいずれであるかと問題設定をする場合も、現実には明らかにされない。

必要なのは、婚姻が理念的な規範への従属の産物ではなく、あるストラテジーの帰結、つまり、社会の伝統に深く根づいた原理の作用として、意識的というよりは無意識的に、伝統的なあれこれの解決の類型を生むストラテジーの結論として現象すると考えることである。それは、どういふことかといえ、長子であれその他の子であれ、息子であれ娘であれ、子供達のそれぞれの婚姻は、全ての家族に対して特別な問題を課し、その問題は、相続ないし婚姻の伝統によって与えられた財産の永続化を保障する全ての可能性をたぐってのみ解決される、ということである。これまでの文化人類学の *Juridism* にもとづいた分類法では、家族のとりさまざまなストラテジーは完全に矛盾したものとして映るであろう。女性にリネージの永続化を委ねることによってメイヤー・フォータスのいわゆるハリネージ支配の原理⁽⁵⁾を侵害し、あるいは、双系相続制度にとってやっかいな現実をできるだけ無視し、もつ

と一般的にいえば、家族はリネージの物的・象徴的資源を保護し増大させるといふリネージの利益にもっともよく合致する親族関係を正当化するために、必要に応じて系譜図に客観的に記述されている関係をたくみに利用するということである。△X家の娘がY家の息子と婚姻し、X家の名声が高まると、人々はXと身近な親族であることを発見する▽実際の親族関係は、変動する習慣にもとづく関係のシステムであるけれども、民族学者にかかれれば、それ自体としては観察されず、彼らによって構築された、数世代にわたる親族関係の完全なる系譜の中に一望されてしまい、その部分としてのみ認識される。

しかし、現実の関係性というものは、規則的訪問、手紙・贈り物その他を交換する相互性によって維持されるのであって△あるサービスを要求するだけにだけ、そこへ行く態度をとることはできない▽のである。ちょうど、贈与の交換が、時を越えて広がることによって、その客観的目的をおおい隠すように、“与えよさらば与えられん”の格言にみられる互換的性質は、贈り物が同時に交換されるときに、皮肉にも明らかになる。同じく、親族関係があたかもそれ自身のためであるかのように、継続的に維持されているという事実は、親族関係の客観的機能をおおい隠してしまい、親族関係に包含される保証の不連続な使用によってはじめて明らかになる。親族関係の維持は、それから得られる利益に固執して、それが機能しつづけるよう維持し、同時に、それらを継続的に“ほりおこし”ながらその真の機能をカモフラージュできる者にとっては、義務として感じられるというのは事実である。この理由から、系譜にあらわされる理論上の親族のうち、現実には作用している親族関係は、ある者がその集団によって認知されるヒエラルキーの頂点に近づけば近づくほどほとんど自動的に増大する。要するに、いかにして、なぜ実力者は多くの親族をもち、貧者は親族関係においても貧しいのかということであり、それは、結局、どこでも同じように、富が富を引きつけるのである。つまり、イトコ関係を認識し、それを維持しようとする欲求は、そのイトコ関係から得られる物質的・

象徴的利益の機能なのである。

(1) 「研究」という性質上、以下の叙述では、ブルデューの論旨を明らかにすることを第一義とし、基本的には原文に沿いながら、ときには解釈を加え意識をし、原文の注と本文とを入れかえたり、わたくしの付した注が混在していることをお断わりしておきたい。また、とくに必要のある場合をのぞいて、引用記号、ページを示すことは省略させていただいた。いずれ、きちんとした形でまとめたいと考えているので、適切な訳語や誤解について、ご教示いただければさいわいである。

なお、この論文の英訳 *Marriage Strategies as Strategies of Social Reproduction* translated by Elborg Forster, "Family and Society", Johns Hopkins Univ. Press, 1976. も参考にした。

(2) lineage とは、父系出自か母系出自に基礎を置く単系出自集団のうち、はっきりとわかった祖先から成員が出自をたどり、その祖先との系譜的つながり方がわかっているものをいう。キージング『親族集団と社会構造』未来社、一九八二年、六一頁、二四四頁、なお出自 (descent) は、文化的に承認された親子の連鎖を通してひとりの祖先と結合することにより規定される関係(父から息子、息子から息子⇨父系出自、母から娘、娘から娘⇨母系出自) 同書、二四二頁。

(3) 平行イトコとは、自分の父の兄弟の子供、または母の姉妹の子供、または名称的にこれらの第一イトコと一緒に分類される遠いイトコ、キージング『前掲書』二四五頁。

(4) ル・プレーは、ベアルヌの相続制度は絶対的長子法 (le droit d'aînesse absolu) であって、性の区別なく長子に相続させる、と考えている。なお、famille-souche は、家産の一体的承継、長子相続、長子以外の子の家産に対する権利である adot (持参財産)、遺言自由の原則によって特徴づけられる。この点について、木村健助「ル・プレーの相続制度論」(『岩崎教授在職三十五年記念論文集参照』、関西大学人文科学研究所、一九五八年)。

(5) フォーテスの理論については、M・フォーテス「単系出自集団の構造」(『家族と親族』未来社、一九八一年所収)、有地亨・生野正剛「アフリカにおける親族制度・出自・祖先崇拜」フォーテスのタレンシ族に関する分析を中心にして「アジア経済」一七卷二二号、一九七六年、五三頁。参照。

二 社会的ヒエラルキーとストラテジー

ブルデューによれば、婚姻は、婚姻の経済的象徴的コストを最少にし、利益を最大限にすることを目的とする特殊な「取引」であり、婚姻のストラテジーはこの意味で、まさしく「良い婚姻」を目ざすカードゲームのようなもので

ある。カードゲームにおいて、ゲームのルールによって決められている持ち札の強さと、その持ち札を使う技量によってゲームが左右されるように、婚姻のストラテジーも、ひとつには、取引に使われる物質的・象徴的財産の価値（持ち札）と、財産の移転が行なわれるモード（技量）によって支配される。財産移転のモードは、性別、出生の順位に応じて、各人が財産に対してそれぞれ異なった権利を主張することによって、権利主張者の諸利益のシステムを確立する。要するに、ある同じ家族に属する卑属の婚姻の機会は、家族の社会的ヒエラルシーに占める位置―多くの場合、家族財産の経済的価値に基礎づけられる―に規定され、出生の順位というカテゴリーからなる相続のモードによって特徴づけられるのである。

婚姻のストラテジーは、リネージとその労働力の再生産を目的とする一方で、財産の保存機能をも果す。伝統的に承継される財産に対する持分と、婚姻の際に与えられる給付は、同じものと考えられ、財産の価値が *dot*（持参財産）の量を決定し、ひるがえってそれが卑属の婚姻への野心を確定する。換言すれば、将来の夫となる家族から要求される持参金の額は、夫の家族のもつ財産の量によって決定される、ということである。つまり、婚姻の交換は、経済現象であり、経済的同一レベルの家族の間で取り結ばれることになる。従って、ある者のとりうる婚姻のストラテジーは、社会的地位によって規定されるとともに、社会的ヒエラルキーを再生産することになるのであり、この点から、婚姻行動の分析において、貴族階級（富裕な人々）と農民大衆といった社会階層が意味をもつのである。

la grand famille（名家⁽¹⁾）というものは、財産の大きさによって「名家」たるのではない。貴族叙任状 (*lettres de noblesse*) は、出世と富を、吝嗇、過酷な労働、厚顔によって獲得したのものには与えられず、「名家」に求められる威厳ある態度、名誉、寛大、恩寵の感情の如き徳を体现するものに与えられる。この意味では、「名家」はむしろ、与え自らを貧弱化することによってうまく生き延びるのである。

実際、ベアルヌでも社会階層の存在は、男女関係と婚姻の機会にもっとも明瞭に現実化する。ダンスのときに、長男でない中流家庭の息子は、富裕な農家の長女でない娘の気をひかないように気を使う。彼は、富裕な家族の長女とダンスをしようとし、容貌に自信のあるものは、しばしば、女相続人と踊ろうとする。しかし、現実には女相続人はまれである。このような、中流家庭の長男以外の息子の意識にみられる差別感、経済状態の違いに起因するのだろうか。

歴史統計のあきらかにするところでは、財産所有の観点からみた場合、レスキール村の人々には三つのカテゴリーが存在する。一五ヘクタール以下の不動産所有者、一五から三〇ヘクタール程度の所有者および三〇ヘクタール以上の所有者に分けられ、第一のカテゴリーには一七五、第二には九六、第三には三二の世帯が属している。また、Metayes（分益小作人）とfermier（小作人）はわずかであり、五ヘクタール以下の小所有者は全体の二一・三%で、三〇ヘクタール以上の大所有者は全体の一〇・九%で、割合的にはそれほど大きなものではない。経済の面からみると、レスキール村では、「名家」と「民衆家族」の分断・差異が決定的なものとはいえないであろう。しかし、現実には、二つの家族グループの対立は実感として切実に感じられている。それは単に、所有地の大小の問題ではなく、シーニュ（記号）の総体によって規定されている。たとえば、家の構造は、「名家」は二階建てで、豪華なモニュメントで装飾された玄関をもっているが（娘達は、相手の男より玄関に目を向ける、と独身男は告白する）、小作人や小農は平屋に住んでいる。

農民大衆と《aristocratie 貴族階級》（名家）の峻別は、単に物質的資産だけでなく、①リネージの双方について、数世代にわたる親族集団の価値にもとづく象徴的資産、②名誉価値の観点から尊敬を受くべき生活様式、③身分違いの結婚を（法的に）不可能とする社会的配慮によっても形づくられる。

このようにしてつくられる階層集団は、経済的基盤から完全に規定されているわけでも、また、完全に独立しているというわけでもない。身分違いの婚姻に関して「中流家庭」がそれを拒絶する場合には常に経済的利益への配慮が働いている。「中流家庭」にとって、なけなしの金をはたけば、娘達の一人位は「名家」の長男に嫁がせることも不可能ではない。しかし、「そこに娘を嫁がせる」ということは、他の娘達にそれをしてあげられないということである。「これに比べて、「名家」の長男には、彼の婚姻の順位からいって、経済的には大きな利益をもたらすかもしれない婚姻を拒絶する自由をもつかもされない。だが、許容することのできる「不均合の幅」は、おもいの他せまくて、ある一定の限度を越えることはない。経済状態の差異は、親族関係を取りむすぶことを實際上避けさせる。要するに、富の不平等は、結婚可能な相手の範囲内において、一定の分節点を確立するのであり、階層集団に占める家族の地位が客観的に各個人に割り当てられるのである。▲P家の下の子娘マドレーヌは、M家、L家ないしはF家の一人に嫁ぐべきであろう▼

(1) 本文にも明らかなように、「*le grand famille*」は、単に財産を多くもつ家族を指すのではなく、名声といったようなシンボリックな価値を含めて高い地位にある家族のことをいう。ここでは、適訳とはいえないけれども、とりあえず「名家」としておきたい。

(2) 婚姻の可能性を考えると、地方の住民が、系譜に関する情報を完全に想起し、権威の移動や現実化について配慮することについて、次の例があげられる。Po家の男と結婚したある娘の父親は、アポという土地のLa家の次男であった。彼は、財産家と結婚するために *Saint-Faust* へやってきていた。彼の長兄（娘のおじ）は、アポで家を守っていた。長兄の職業は教師をしていたが、国鉄で働くためにパリに出た。長兄は、バルディの大きな商家 *La-Si* 家の娘と結婚した。その二人の息子（娘のイトコ）の一人は、医師としてパリの病院のインターンをしており、もう一人は、国鉄の研究者をしている。このような家系をもち出して人は、娘の結婚を「良縁」だとして次のようにいう。

▲Po家の息子と結婚する娘の父は、このような人物の弟なんだ▼

他の例として、▲Ba家は名家である。だが、彼の家系のAu家に比べるととても小さい▼つまり、いかなる場合でも、その社会の規準によって計られる、数世代にわたる全親族の社会的価値という、自身の客観的実相が召換されるのである。

三 長男優先原則とストラテジー

婚姻が物質的・象徴的資源の利益を最大化しようとする計算にもとづく「取引」であるために、極端に不均合な家族間の婚姻を排除してしまうという原理は、男性優位、長男優位の原理と整合して婚姻のストラテジーをかたちづくる、とブルデューは主張する。男性優位の原則、長男優位の原則は、婚姻のストラテジーに対し、いかなる関係にあるのであろうか。

物質的・象徴的利益を最大にするためには、階層の低い者にとっては上の階層のものと結婚することが最良の方策であることは間違いない。しかし、財産の一体性を保持するために系譜にしたがって長男に与えられた特権は、リネージ構成員における男性優位の原理とともに、厳密な *homogamie* (同一階層内結婚) を導く。それは、こういうことである。長男は、極端に高い階層のものと結婚すべきでないのは、いつか持参金を返還しなくてはならないかもしれないとおそればかりでなく、家族内の権力構造における彼の地位をおびやかすかもしれないからである。あまりに低い階層のものとの結婚も、自分の名誉を傷つけると同時に、自分の弟妹の結婚を困難にするかもしれないという理由からできないのである。次男についていえば、長男よりいっそう身分違いの婚姻には物質的・象徴的危険と費用がかかり、明らかに身分の上のものと結婚しようとする、自分の被支配的・屈辱的地位を身にしみて感じさせられるのである。

「婚姻が、農民家族に対して、金銭の交換とともに、固有に象徴的な交換を実現する重要な機会を与え、社会的ヒエラルキーの中で連結される家族の地位を確認し、同時に、かかるヒエラルキーを確認するというかぎりにおいて、物質的・象徴的資源を増加・維持・浪費を方向づける婚姻という行為は、生産様式の持続性の限度においてあきらかにされる社会構造の動的・静的原理に従っているものなのである。」

理念としての規範や、公証人が取り扱い再解釈された特異な事例を述べようとして調査対象者 (informateurs) が好んで用いる法律用語は、それ自体数学的な定式に還元できるような形式的な諸原則に、複雑で巧妙な諸々のストラテジーを還元してしまう。現実の家族は、相対立する危険の中を、ストラテジーをとりながらぬうように航行しているのであるけれども。

分割相続規範に関する次のような例が参考になる。

▲弟・妹達は、家産に対して一定の持分権 (adot II 持参財産権) を持つ⁽¹⁾。持参財産は、ほとんどの場合、婚姻の際に、財産の細分化を避けるために金銭 (清算金) で支払われ、一片の土地をもって支払われるのはきわめて例外的な場合であった (この場合も、土地は実質的には担保の役割を果しており、あらかじめ定められている金銭の払い込みがあると、土地に対する拘束は解かれる) 持参財産は、*dot* (嫁資) と混同されるが、土地放棄の代償として次子達に払われる対価なのである。

われわれは、ここでも *Juridism* の陥穽に落ちてはならない。⁽²⁾ 婚姻合意の機械的モデルを系譜のなかで取り扱うように、土地保有の形式について、財産に手をつけなくておこうとする家長の最後の手段を普遍的な相続規範の適用として解釈してはならない。次子達への清算金は、土地所有の大きさに依存し、それがきわめて貧弱な状態にあったので、数年ないし両親の死亡までの分割払いの慣習法が存在したにもかかわらず、代償の支払はしばしば不可能となった。しかしなお、婚姻の際あるいは両親の死亡のときに分割が強行され、持参財産として土地を次子が取得した場合でも、処分された土地を買戻すための金銭を蓄積して、財産の一体性を回復しようとする期待は失なわれていなかった。 *retrait lignager* (親族取戻権) の制度では、固有財産 (*propre*) は個人ではなくリネージュに帰属し、リネージュの全構成員に対して処分された財産の占有回収の可能性を与える。それゆえ▲本家 (*maison de mère*) は、嫁資として

贈与され、あるいは、売却された土地に対して回復権を保持している。つまり、土地を売却しようとする者は、この家族が土地についての権利を有しているので、売主はまず最初にこの家族に申出をなす、ということである。▽

制度上、このような回復の可能性があっても、持参財産とそれを供う婚姻が、財産の価値や相続人の数に相関関係にあり、災難としてふりかかる分割以外に手段をしない場合には、財産は細分化されてしまったであろう。しかし、ブルデューは、調査の際、分割が実際に起ったかどうかの系統だてた質問をしなかったにもかかわらず、分割は実際にはきわめて稀であったので、分割の事例は村の人々に深く記憶されている。たとえば、Bo家は、二階屋の名家であったが、一八三〇年に、相続人間の協議が整わず分割されてしまい、土地はいまでも溝と垣で区切られている。また、分割後は、二ないし三の世帯がしばしば同居して、それぞれの家族が自分達の部屋と土地の持分を有していた。大きなチムニーのある部屋は、長男に帰属した。このようなやり方は、Hi家、Qu家、Di家でも行なわれた。Au家では、何片かの土地が、いつかは回復できるだろうと考えていたのに、出来なかった。Q家の場合、分割は不便な結果となった。Q家では、財産は三人の子どもの間で分割されたが、弟達の一人にとっては、自分の得た遠方の土地まで行くのに、馬を駆り隣人の土地を迂回しなくてはならなくなってしまった。さらに、この村の長男達は、家長たろうとして、自分が買手となるつもりで財産を売りに出したが、結局、買戻すことができないということもあった。

これらの事例は、例外的なものであって、現実には、両親が長子の様態を作りあげた。昔は、年下の子ども達に支払うべき清算金の総額を父が意のままに決めていた、と調査対象者の多くが述べる。その割合については、規準となるいかなる規則もなかった。かなりの家族で、若者の世帯は「老人（両親）」の死まで、あらゆる情報、家族財政（重要な取引、たとえば、家蓄の売買によって得られた収益は、家の古い主に与えられ、洋ダンスの中にしまい込まれた）に対する統制を奪われていた。

かかる事態のもとで、法規範はかつて一度も厳格に適用されたことはなく、法とその運用者の前にもち出される病理的事例や、法に対するペシミスムからあらかじめ契約で取り決めていたような場合に、ほとんど例外的に適用をみるだけであった。⁽⁴⁾ 実際、家長 (chef de la famille) は、民法典の諸原則とたわむれる自由を持っていた。彼は、子ども一人を優遇するために、多かれ少なかれ秘密裡に、清算金の贈与、仮装売買を行なう。△分割▽という言葉ほど、微妙な言葉はない。場合によっては、それは財産の細分化を避けるための家の「取り決め」をさす。子の一人が結婚する際に、合意により、あるいは一九一四年の大戦へ出征するときのように遺言によって「相続人の指定」というかたちでなされる。家長は、財産を評価し、相続人―長子に限らない―⁽⁵⁾ や他の子ども達の権利を決める。相続人とならなかった子も、民法典や慣習法の定める相続分を超えて相続人に与える取り決めに喜んで承諾する。この取り決めが、長子でない子の一人の婚姻の際に行なわれた場合には、婚姻する子が受け取ったものと同じの清算金を他の子どもは自分の結婚のときか、両親の死亡のときに受けとる。

しかしこのような事実を目を奪われることは、なお *Juridism* の陥穽におち入るものである、とブルデューはいう。相続規範に対する例外的ないし規則的侵害の例を参照しつつづけるのは、文法家のいう「例外は規則を証明する」ということではないが、少くとも、規則の存在に対して信任を与えることになる、というのである。

ブルデューは、ただ、財産の一体性を保持するために、また、家産の分割および、婚姻のときに現実化する持分の競合関係としての家族の分割を回避するためにとられた諸々の手段を示す一連の慣行にこそ着目すべきだとする。これらの手段は、黙示の数少ない原理から導かれる。

一は、女性に対する男性優位の原則である。所有権の移転が、女性を介してしばしば行なわれることがあっても、また、特定の財産総体の所有によって定義づけられる独占的集団としての家族 (家) は、性にかかわらず、財産に

対して権利をもつものにアイデンティティを与えるとしても、相続人の地位は男性の卑属なき最終的手段としてのみ女性に与えられる。娘達は、彼女達の出生の順序に関係なく、たとえ年下であっても一人でも男子がいれば、年下の子と同じ地位におかれる。このことは、家長は、家名と評判と集団の利益の受託者であり保証人であることを理解することによって論理的に認識できる。その地位は、単に財産上の権利を付与するだけでなく、集団内で行使される権威に対する政治的権利、他の集団との関係において家族を代表し家族を拘束する固有の政治的権利と結びついている。家長は、対外関係とくに市場で交渉される重要な取引について独占的支配権をもった。彼は、家族の貨幣収入に対して権限をもち、したがって家族の経済生活のすべてに権限を及ぼす。弟達は、家にしぼりつけられ、婚姻の機会をせばめられ、戦争補償金のようなわずかばかりの“へそくり”をして、少しばかりの経済的独立を獲得できるにすぎないのである。

この制度のもとでは、家長権は両親の死後、リネージに属する男子に、また男子なきときには、女相続人の夫（男子）に与えられる。本家の相続人を介してリネージの代表者となる後者の場合、自分の家名を犠牲にしてまで、財産とともに自分に信頼を与え評価してくれる家族のために応えるのである。この場合、財産権に政治的権利が随伴するわけではなく、政治的権利が相対的に自立していることを知るには、持参財産の用法をみれば明らかである。持参財産は、理論的には婚姻後も妻に属し、いかなることがあっても同等・同量の財産を返還すべき夫の義務は効力を持ちつづける。しかし、夫は、用益権を有し、一旦子どもが生れると、彼は自分の弟妹達に財産を与えることもできた（もちろん、用益権の行使は、財産が不動産とくに土地のときには厳格に制限された）。他方、妻は、夫からの贈与財産について、夫が妻の持参財産に対して持つ権利と同様の権利をもった。したがって、妻の両親は、婚姻のときに義理の息子のもってきた財産に対して生存中用益権を有し、それを管理した。

二は、長子優先原則である。この原理は、家族の経済的・政治的決定の真の目的は、家産にあるかのようにみせる。文章の主語が、社会、家族その他の集合名詞である場合、この種の概念の厳格な使用を求めて、当該の集団が、少くとも直接考察の対象となっている関係の中で、真に統一体 (unite) を構成しているかどうかを問い、もしその点が肯認されるならば、どのような手段によって、代表、執行、利益の統一化を獲得しているかを問うべきである。集団の組織としての代表、管理、利益帰属のあり方を問うことは、きわめて重要なことである。家とその財産の存続は、まさに集団の一体性を維持しようとする集団自身の能力に依存しているからである。

この観点から考えると、明示的な規範にたよるよりも、選ばれた家長の利益を家産の利益と一致させることは、家長が家産と自分とのアイデンティティを確立する効果的な方法ということになるのである。土地に関する権限の不可分性を承認し、その権限を長男に付与するのは、土地自体の不可分性を承認することであり、長男に土地の永続化に対する責任を付与することである。この点からすれば、「長子権 (droit d'aînesse)」は、家産に対する諸権の長子への移転を肯認することにすぎず、長子とその他の子との対立は、財産を持つ家族だけに妥当し、貧しい者達—小所有者、農業労働者、奉公人—には全く意味を持たない。△食い物のない所に長子も次子もない▽とある調査対象者は述べている。

結局、土地は長男に帰属し、長男は土地に帰属する。換言すれば、土地は、土地を相続するものを相続するという基本的な方程式を打ち立てれば、一体としての家産の永続をはかるといふ集団の基本的な命題に一致する慣行を生む構造は明らかになるのである。

(1) 家族に二人の子供のいる場合には、所有権の二分の一については平等。次子の持分は、 n を子供の数、 P を所有権の価値とした場合

$$\frac{P-P}{4} + \frac{P-P}{n}$$

長子の場合 $\frac{P}{4} + \frac{P-P}{n}$ となる。当地の専門家に持ち出されたケースの場合では、できる限り詳細に財産を評価する傾向がみられる。畑、森、シダの繁植地の「日給」は、市街や近隣農村の所有権の売買価格を基礎に算定されている。例えば△Tr家の所有権は、一九〇〇年に、三〇〇〇〇フランと評価された。Tr家は、父母と息子一人、娘五人の家族であったが、長男に七五〇〇フラン、つまり財産の四分の一を与えることについては一致し、残り二二五〇〇フランは六つの持分に分割した。次子達の持分は、三七五〇フランで、そのうち三〇〇〇フランは現金で支払われ、残り七五〇フランに対して、布、衣類、シーツ、タオル、ナプキン、シャツ、羽ぶとん、婚姻のとき持参する洋服ダンスで支払われた。》

- (2) 経済状態の変化と、持参財産を財産上の実体的権利に対する衡平な代償として理解する新しい価値観の登場によって、ペアルヌの農民は、法制度によって与えられた武器や法曹のサービスに依存するようになった。法曹のサービスは、意識的・無意識的に専門的な法言語と法論理に依拠することによって、婚姻や相続のストラテジーを定式化し、自分達のサービスへの依存度を高めた。そのため、これらのストラテジーは、本来の原理に反する形で用いられる結果となった。

- (3) 溝を掘り土地を分割する *parades* と呼ばれる専門家がいて、彼らはランド地方（ポルドー周辺の平野）からやってきた。

- (4) 夫婦財産契約にみられる、持参財産についての、不可譲渡性、時効の排除、差押禁止といった無効の保護条項は、法的想像力の産物である。契約文言上は、嫁資の返還を求める権利を発生させる別居や婚姻解消は、この農村社会では知られていない。

- (5) 長男を相続人とする慣習法規範を、財産の利益のためという理由をもって家長は犠牲にすることができる。長男が長男たるにふさわしい資質をもたない場合や、次子の一人が婚姻によって近隣の二つの土地を統合できるような場合がこれにあたる。この場合、家長の精神的権威があまりにも強かったので、家長の措置を受け入れるか否かの選択の余地は、慣習法上の相続人に残されていなかった。また、長男は、家から離れる場合には、自動的に相続人となる権利を失った。相続人となるものは、今日でも明らかのように、土地に残るものである。子を持たない家長は、常にうまくいくわけではないにしても、真の血族相続人を求めて、土地に留まり耕作を受けることを受け入れる。たとえば甥のような遠い親族を探し求めるのである。

- (6) フランス民法典では、周知のごとく、共同相続においては、均分分割相続の原則がとられている。既に述べたように、*famille-souche* (株家族) の相続慣行は長子相続だとされてきた。

四 自己同一化 (identification) ⁽¹⁾ と葛藤状況

家産の永続化をめざして、土地は長男に帰属し、長男は土地に帰属するとしても、レスキール村のすべての長男が

自分に割り当てられた役割を自覚的に演じ切るといふわけではないようである。

家族の教育努力や、長男―とくに名家の―に自分が長男であるという権利・義務についての自覚をうながす集団的な継続的教育にもかかわらず、自己同一化が常になんの葛藤もドラマもなく作用していくかは、極めて微妙な問題である。教育や文化的再生産への努力が、ときとして失敗することがあるという事実は、システムが機械的に作用するものではないこと、そして、対処と構造との矛盾―この場合、矛盾は、感情と義務との葛藤として体験される―から常に免がれているわけではないことを示している。また、社会的に受容できる限度内で、個人の希望を充足させようとする逃げ口上もないわけではない。

ある場合には、自分の好みを満足させるために(たとえば、好きな子どもに小規模の特有財産を認める⁽²⁾)慣習法を無視する両親が、身分違いの結婚を禁じたり、子の感情を無視して、社会構造の中でのリネージの地位を保護することによって、社会構造を保持するために適合的な婚姻を子どもに強制しようとする。要するに、両親は、長男に対して、リネージの利益に長男の個人的利益を従属させることによって、長男の特権的地位への代価を支払わせるのである。

△私は、一〇〇フランで結婚を断念するのを見たことがある。その息子は、結婚を望んでいた。「どうやって妹達に支払うのか? その娘と結婚したいのなら出て行きなさい!」Tr家には、五人の娘がいた。両親は、いつも長男を優遇した。長男は、いつも塩豚のいいところと、他のすべてが与えられた。長男は、結婚の話を持ち出すまでは、母親に甘やかされた。妹達は、肉もなにももらえなかった。長男が婚姻適令期に達したときには、娘のうち三人はすでに結婚していた。息子は、La家の娘の一人と恋におちていた。だがLa家には一スーすらなかった。父は息子に言う「それほどお前は結婚したいのか? 私は、三人の娘達のために支払い済みだ。今度はお前が残る二人の娘のためにお金を持つてくるべきだ。女房というものは、みせびらかすために食器棚に置いておくためではない。この

娘は何ももたない。彼女は、何をもってくるのか？ そのセックスか？」息子は、E家の娘と結婚して五〇〇フランの嫁資を受けとった。その結婚は、うまくいかなかった。彼は、酒におぼれ、自暴自棄になった。彼は子どももなく死んでしまった。この話の後日談は、いっそう教訓的である。

▲争いのあと、嫁資はすべて実家へ帰った寡婦へ返すべきであるということになった。一九一〇年頃、長男の婚姻のあとまもなく、娘の一人が二〇〇〇フランの嫁資とともにLa家へ嫁いだ。戦争が始まると、Tr家は、S家（近隣の財産家）に嫁いでいる娘を息子の代わりとするために呼び戻した。遠くに住む他の娘達は、この決定に失望した。しかし、父は近所に住む娘を選んだ、というのもこれが財産を増やす方法だったからだ。

両親の意向にそむいて結婚しようとするものには、弟や妹の利益のために相続権を失う覚悟で家を出る以外に選択はありえなかった。しかし、名家の長男は、長男であることへの義務があまりに強く、集団のすべての規範に抗して極端な解決に走ることは他の誰よりも少なかった。

▲レスキールで最も大きな家であるBa家の長男は、出奔することができなかった。彼は、この小さな村ではじめてジャケットを着た男であった。彼は、重要人物で村では村会議員であった。彼は、出奔できなかった。彼は、他所で生活するすべを知らなかった。彼は、あまりにも育ちがよかった。さらに、両親の存命中は、相続人の財産に対する権利は潜在的なものにとどまっていたので、彼は、常に自分の立場を確認する手段をもっているわけではなかった。彼は、しばしば、階層の低い次男や長男よりも自由を奪われていた。

▲父親は、お金を非常にゆっくりと移譲した。長男達は、しばしば、出かけることさえできなかった。若者達は働き、老人達がお金を管理した。次男達のある者は、他所で少しばかりのお金をかせぐことができた。彼らは、しばらくの間、御者になったり、日傭労働者となったたりして、少しばかりのお金を手に入れ、それを意のままに使うことが

できた。弟達は、ときどき、兵役に出る前にわずかな特有財産を与えられた。それらは、伐採のできる小さな森林、一对の羊、雌牛などであり、弟達に自分のお金を作る機会を与えた。たとえば、私も、雌牛を与えられ、その牛を *caselles* によって友人にあずかってもらった。だけど、長男達は、ほとんど何もたず、出て行くことさえできなかった。「お前は全部手に入れることになるのだ」と両親はいう。待てども、両親はビタ一文も出さなかった▽とある調査対象者は述べる。△老人▽の専断と専制の象徴としてあらわれるがゆえにアイロニカルなこの定式は、基本的に、奪われた相続人の地位を真の所有者へ移行させることなく行なわれる権限と特権の移譲方式によって惹起された特別の緊張状態を生む。実際、問題は、家長になるといふ保証のもとに、長くひきのばされた隷従状態での奉仕と犠牲を受け入れるような相続人を獲得することにある。

両親の権威は、両親の利益がリネージの利益と一致している限り（通常はそうであるが）、リネージの永続化のための主要な手段である。だが、それはその正当な目的にとって正反対のものとなりうるし、また、両親の権威に抗すこともできず、自分の感情も捨てざるべきでない長男を結婚から遠ざけ、独身のままでいるようにしむける。というのは、これだけが、自分の選択を許されないものにとりうる唯一の方法だからである。

リネージの継続性を最も重要な価値と考えるシステムの規範からみた場合、奇型的とみられる独身の苛酷さは、一八五五年生れで、ベアルヌで相続し、村に住む職人 (J.A.) の言葉の中に言い尽されている。

△私は、学校を出てからアトリエで父と働いてきた。一九〇五年に、私はシャンベリーの第一三アルプス猟歩兵として動員され、二年の兵役ののち、家へ戻った。私は、Re家の娘と頻繁に会った。二人は、一九〇九年に結婚することを決めた。彼女は、花嫁衣裳と、一〇〇〇〇フランの嫁資をもっていた。彼女は、良い結婚相手だった。父はかたくなに反対した。当時は、父母の同意が「法的」にも実質的にも不可欠であった。家財道具（食器棚、洋服ダンス、羽

ベット、マットレスその他)を準備できたのは家族だけだったからである。「だめだ。お前は結婚すべきではない」父は、理由はいわなかったが、私に了解させようとした。「われわれは、ここに女性を必要としない。」私達は金持ちではなかった。父は、母と姉を養わねばならなかった。姉は、結婚して六カ月も経つと家を出た。姉の夫が死ぬと、彼女は家に戻り、いまでも一緒に住んでいる。もちろん、私は出て行こうと思えばいけた。しかし、長男が自分の妻と独立して家を構えるのは不名誉(親も子も物笑いの種になった)であった。人は、一緒にやっていけない何かがあると推測した。家族の問題を人前にさらすべきではない。私は、自棄的になってしまった。私は、ダンスもやめた。同い年の娘達はみな結婚していた。私は、もはや他の娘に興味はなくなっていた。日曜に出かけるのもカードをやるためだった。ときどき、しばし私はダンスに目をやった。私は男達と徹夜をした。カードをして、夜中に家に戻った▽

他の調査対象者もこれと同様な例をあげる。▲P. L. M. (村の職人で一九六〇年に八六才)は、家を出る金もなく家にいた。もし他の者ならば、父に反抗し、他所でわずかばかりの金を稼ごうとしたであろうが、彼は支配されたままでいた。彼には母と姉がおり、彼女達は、事の真偽は別にしても村でおこるあらゆることに精通しており、決して家を出ていかなかった。彼女達は家を支配した。彼が結婚のことを口にする、父と戦線をくんだ。「いったい、どんないい女だというのか? 家にはもう二人も女がいるというのに」▽

(1) アイデンティティは、通常、自己同一性と訳され自分の存在証明といった意味で使われている。ここで重要なのは、相補的アイデンティティという考え方である。自己証明は、自己のみではなしえず、一定の関係性の中に自己を置くことによってはじめて可能となる。つまり、アイデンティティの問題は、役割の問題に深く結びついているということである。中村雄二郎『術語集―気になる言葉』岩波新書、一九八四年、五頁参照。

(2) 子どもの一人に利益を与えるやり方の中で、最も一般的に用いられたのは、その子どもの婚姻のかなり前に、何頭かの家畜を *gasales* の方式によって手渡すことである。*gasales* は、信頼する友人に対して、価値評価をしたうえで数頭の家畜を与え、肉についての利益・不利

益、生産物を契約当事者の間で分配する非公式の契約である。

(一九八五・三・七)